

平成21年 4月

土地の登記に係る 登録免許税の改正に関するお知らせ

法 務 局

平成21年 4月 1日から，土地の登記に係る登録免許税に関して次のような改正が行われましたので，お知らせします。

土地の売買による所有権の移転の登記等に係る登録免許税について，次のとおり，平成21年 4月 1日以降に引き上げることとしていた税率を 2年間据え置き，平成23年 4月 1日から段階的に引き上げることとされました（租税特別措置法第 7 2条）。

土地の売買による所有権の移転の登記について

【本 則】	1000分の20
【改正前】平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで	1000分の10
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	1000分の13
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	1000分の15
【改正後】平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	1000分の10
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで	1000分の13
平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	1000分の15

土地の所有権の信託の登記について

【本 則】	1000分の4
【改正前】平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで	1000分の2
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	1000分の2.5
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	1000分の3
【改正後】平成21年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	1000分の2
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで	1000分の2.5
平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	1000分の3

参考

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sonota/touroku-menkyo.pdf>）